

子育て支援制度

0才から高校生まで

1.子ども医療費助成(松浦市独自支援事業)

乳幼児医療費の助成を拡大し、安心して子育てができる環境づくりを行っています。

【対象】

0歳～高校生等(18歳に達する年度末)まで

【内容】

1ヵ月1医療機関ごとに1日800円(2日以上受診のときは上限1,600円)を超える医療費(保険診療分)を助成。ただし、調剤分は全額助成。

【利用方法】

- ◎事前に認定申請手続きを行って受給者証の交付を受けてください。
- ◎未就学児は現物給付となりますので医療機関等で受給者証を提示してください。
- ◎小学生以上は償還払となりますので領収証を添えて市の窓口で申請してください。



働く子育て世代をサポート

2.保育利用の費用を助成(松浦市独自支援事業)

国の幼児教育・保育の無償化で3歳以上の子どもの保育料は無料となります。松浦市では、さらに無償化の対象とならない保育利用にかかる費用を助成しています。

【内容】

- A. 幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満の保育料について
第2子以降の保育料無料(保育所等に同時入所の場合に限ります)
- B. 幼児教育・保育の無償化で保育料に含まれず保護者負担とされた
給食費(副食費)を保護者に代わって市が負担
(主食費を除き、月4,500円を上限とします)



妊活を資金面でサポート

3.不妊治療費助成(松浦市独自支援事業)

妊娠を望む夫婦が安心して治療ができるよう、不妊治療費を助成します。

【対象】

松浦市にお住まいのご夫婦

【内容】

- A. 一般不妊治療に対する助成1回あたり**上限1万円**(1年度内3回・通算6回まで)
- B. 特定不妊治療に対する助成1回あたり**上限10万円**
(通算3回まで/長崎県補助金に対する上乗せ)



ほかにも、児童手当の支給(0歳～中学生まで)や、ひとり親家庭の支援(児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、就労支援)の他、乳幼児、児童及び生徒に関する家庭における悩み等の相談に応じています。

子育て支援制度

2人目以降の小中学校給食費を軽減

4.松浦市立小中学校給食費の減額制度

給食費の経済的負担をサポートしています。

【対象】

市内の小中学校に2人以上の児童生徒が在籍している世帯

【内容】

2人目以降の給食費の1/2を減額



※詳しくは担当窓口までお尋ねください。【担当】教育委員会教育総務課

TEL:0956-72-1111 (内線345) E-mail:kyoiku@city.matsuura.lg.jp

地元高校の学費等を軽減

5.松浦高等学校支援事業

松浦高校への就学時等の経済的負担をサポートし、郷土愛を育む取り組みを行っています。

【対象】

松浦高校に在籍している生徒

【内容】

[入学や通学の支援事業]

A. 制服等購入補助・・・入学時、1人あたり**限度額1.5万円**

B. 下宿費補助・・・下宿生徒、1人あたり**月額1～3万円**

※松浦市内への下宿に限ります。生徒の出身地等による補助額を設定します。

C. 市内航路通学費補助・・・**航路利用に要する実費**

※但し、福島・鷹島・青島の航路利用通学生徒に限ります。

[進学や就職の支援事業]

D. 進学模試受験費補助・・・**受験料の1/2以内**

※但し、松浦高校が指定する進学模擬試験に限ります。

E. 就職模試受験費補助・・・**受験料の1/2以内**

※但し、松浦高校が指定する就職模擬試験に限ります。

F. 資格試験受験費補助・・・**受験料の1/2以内**

※但し、松浦高校が指定する資格試験に限ります。

G. 補習費用補助・・・**補習費用の1/2以内**

※但し、松浦高校が指定する補習に限ります。



※詳しくは担当窓口までお尋ねください。【担当】政策企画課 企画統計係

TEL:0956-72-1111 (内線315) E-mail:seisaku@city.matsuura.lg.jp